

尖閣諸島に新字名標柱の設置を求める意見書

尖閣諸島が我が国固有の領土であり、沖縄県石垣市の行政区域であることは紛れもない事実である。昨年 10 月に字名変更を行い地籍は石垣市字登野城から登野城尖閣となっている。

領土は先人から受け継いできた大切な財産であり、後世に責任をもって保存活用していくためにも、尖閣諸島を行政区域として預かる石垣市行政当局及び石垣市議会が適切な政策を講ずることが必要不可欠である。

石垣市は、1969 年(昭和 44 年)、当時の石垣喜興市長自ら尖閣諸島に上陸し、魚釣島、久場島、大正島、南小島、北小島の 5 島に行政標識となる番地を記した標柱を建立し行政区域を明示しているが、50 年余が経過し標柱も風化している事と字名の変更に伴い新たな行政標識が必要な事から、今年 8 月、議会の承認のもと新たな標柱を作成した。

新たな行政標柱が作成されたことにより、市当局は令和 3 年 9 月 3 日に行政標柱設置のための上陸申請を総務省に対し行ったが、令和 3 年 9 月 28 日付けの回答において「政府関係者を除き何人も尖閣諸島への上陸を認めない」という方針を当局に示している。

しかし、石垣市議会ははじめ石垣市当局の手で標柱設置を行うのが当然の行政手続だと考える。よって、当市議会は、国に対し、尖閣諸島に標柱を設置するための上陸を許可するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 12 月 20 日

石 垣 市 議 会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、海上保安庁長官、沖縄県選出国會議員